



兵庫労働局

Press Release

兵庫労働局発表
平成26年8月28日

[照会先]
兵庫労働局 労働基準部 健康課
課長 川下 幸弘
主任労働衛生専門官 橋本 正彦
(TEL)078-367-9153
(FAX)078-367-9166

報道関係者 各位

平成26年度全国労働衛生週間の実施について

平成26年度全国労働衛生週間は、10月1日から10月7日までの間の本週間（準備期間：平成26年9月1日～9月30日）に
「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」
をスローガンとして展開されます。

1 全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しているもので、今年で65回目を迎えます。
(別添1 「第65回全国労働衛生週間」)

2 兵庫労働局における実施事項

ア 9月を「職場の健康診断実施強化月間」として集中的取組
労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、集中的な指導を実施し、健診受診率の向上を図ります。（別添2 「職場の健康診断実施強化月間」）

イ メンタルヘルス対策の推進

独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健総合支援センター、地域産業保健センターとの緊密な連携を図りながら、各事業場においてメンタルヘルス対策の取組が行われ、労働者がメンタルヘルスケアを受けられるよう指導を行っていますが、労働

災害防止団体等と連携して、メンタルヘルス対策についての研修会を開催する等周知・啓発に努めます。（別添3「職場におけるメンタルヘルス対策」）

ウ 9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として集中的取組

兵庫労働局においては、「兵庫第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（平成25年～29年）を策定し、粉じん障害防止対策の取組を推進していますが、対象事業場への集中的な指導やセミナーの開催等を実施し、粉じん障害防止対策の一層の徹底を図ります。（別添4「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」）

エ 「化学物質の適正な管理のための説明会」の開催

化学物質についてのリスクアセスメントを義務づけるなどの内容を定めた労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されたことなどを踏まえ、兵庫産業保健総合支援センターと連携して、化学物質を使用する事業場の担当者等を対象とした「化学物質の適正な管理のための説明会」を開催します。

オ 労働衛生講習会等を通じた周知・啓発

労働者の健康管理や職場環境改善等についての労働衛生講習会等を兵庫産業保健総合支援センターや地区労働基準協会等と連携して開催します。（別添5「平成26年度労働衛生週間における周知・啓発活動」）

別添 1 第65回 全国労働衛生週間

2 職場の健康診断実施強化月間

3 職場におけるメンタルヘルス対策

4 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

5 平成26年度労働衛生週間における周知・啓発活動

6 「労働安全衛生法が改正されます」

第65回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

平成26年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていること、また労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。513点の応募作品の中から決定しました。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。
- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- エ 作業環境管理の推進
- オ 作業管理の推進
- カ 健康管理の推進
- キ 労働衛生教育の推進
- ク 職場における受動喫煙防止対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 熱中症予防対策の徹底
- シ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- タ 化学物質の管理の推進
- チ 石綿障害予防対策の徹底
- ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進
- ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進
- ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
 協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

別添2 職場の健康診断実施強化月間

日本再興戦略 改訂2014

(平成26年6月24日閣議決定)

- ・テーマの一つとして「国民の『健康寿命』の延伸」
- ・疾病の予防・早期発見を図ることが重要
- ・健診受診率の向上が目標として掲げられている

職場の健康診断実施強化月間

(9月、労働衛生週間準備期間)

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施の再徹底のために集中的・重点的な指導等を実施

《労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置等イメージ図》

○ 定期健康診断の確実な実施(法第66条第1項)



小規模事業場での実施率が低い

10人～29人⇒84.5%

30人～49人⇒95.7%

「平成22年労働安全衛生基本調査(厚生労働省)」

○ 定期健康診断結果に基づく事後措置等

○ 健康診断の結果、異常の所見のあった労働者について医師からの意見聴取(法第66条の4)



- ・事業者は、医師の意見を勘案して作業の転換、労働時間の短縮等就業上の措置(法第66条の5)

○ 医師又は保健師による保健指導の実施

(法第66条の7) 努力義務

保健指導:日常生活での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等

地域産業保健センターの利用勧奨

一 労働者50人未満の小規模事業場の方が対象 一

・県下10地域に地域産業保健センター

・小規模事業場の事業者や、そこで働く人を対象に産業保健サービスを無料で提供

ア 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

イ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

ウ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

エ 長時間労働者に対する面接指導

別添3 職場におけるメンタルヘルス対策

《第12次労働災害防止計画における目標》

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上にする

《職場のメンタルヘルスの現状》

- 平成25年中における自殺者の総数は27,283人で、自殺者のうち26.7%が勤労者で、「勤務問題」を自殺の原因とする者は2,323人
- 精神障害等による労災認定件数は高い水準で推移
平成24年度475件(兵庫:24件)から平成25年度436件(兵庫:35件)となった
- メンタルヘルスに取り組んでいる事業場の割合は43.6%(平成23年労働安全衛生特別調査)



《メンタルヘルス対策の推進》

(事業場における基本的取組事項)

- ・衛生委員会での調査審議
- ・事業場内体制の整備
- ・教育研修の実施
- ・職場環境等の把握と改善
- ・不調者の早期発見・適切な対応
- ・職場復帰支援



I 労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等

II 産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策総合支援窓口

- ・事業者、産業保健担当者等からの相談対応
- ・個別事業場への訪問指導の実施
- ・職場の管理監督者等に対する教育研修の実施
- ・職場復帰支援プログラムの作成支援

III 地域産業保健センター

- ・メンタルヘルス不調についての相談

IV 労災病院治療両立支援センター

- ・勤労者こころの電話相談

(「労働者の心の健康の保持増進のための指針」
(平成18年公示第3号)に基づく取組の促進)

別添4 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

兵庫第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画(平成25年～29年)

- 昭和56年以降、7次にわたる総合対策の取組により、新規有所見者は大幅に減少したが、依然としてアーク溶接、金属研磨作業等で新規有所見者が発生
- 引き続き、「兵庫第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画」により取組を推進
- 取組の重点事項
 - ① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - ② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
 - ③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - ④ 離職後の健康管理



「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月)

- ・団体等、事業場に対する《関係団体等、事業場における実施事項》の実施についての呼びかけ
- ・集中的な指導の実施及びセミナーの開催等周知啓発の実施



《関係団体等、事業場における実施事項》

基本的事項	関係団体等	事業場
	<ul style="list-style-type: none">・会員事業場に対する「講すべき措置」等の周知、自主点検実施の援助・講習会、セミナーの開催・月間中のパトロール実施	<ul style="list-style-type: none">・取組の自主点検の実施・「粉じん対策の日」の設定・じん肺健診の実施・健康管理教育、特別教育の実施
アーク溶接作業、岩石等の裁断作業	<ul style="list-style-type: none">・24年4月施行の改正粉じん則等に基づく措置の周知・セミナー等の実施・特別教育等での指導	<ul style="list-style-type: none">・アーク溶接作業が粉じん作業であり、有効な呼吸用保護具の使用が必要であることの掲示・局排、ブッシュ型換気装置の設置・呼吸用保護具の着用の徹底
金属等の研磨作業	<ul style="list-style-type: none">・セミナー等の実施・特別教育等での指導	<ul style="list-style-type: none">・局排、ブッシュ型換気装置の設置・局排等の検査、点検の実施・作業環境測定の実施・呼吸用保護具の着用の徹底・たい積粉じん対策の推進
ずい道等建設工事	<ul style="list-style-type: none">・「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知・「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知・特別教育の受講勧奨	<ul style="list-style-type: none">・「ガイドライン」に基づく対策の徹底・粉じん発生源に係る措置の実施・換気装置等による換気の実施等・粉じん濃度測定の実施・呼吸用保護具(電動ファン付呼吸用保護具等)の使用
離職後の健康管理	<ul style="list-style-type: none">・健康管理手帳制度の周知	<ul style="list-style-type: none">・じん肺有所見者への健康管理教育・離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知、ガイドブックの配付

— 粉じん則の改正 —

平成26年7月31日から、屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象となった

別添5 平成26年度労働衛生週間における周知・啓発活動

	開催日時	テーマ	主催者等	開催場所
1	平成26年9月3日(水)	健康診断結果の有所見率の改善	・加古川労働基準監督署 ・加古川労働基準協会	加古川市立勤労会館
2	平成26年9月4日(木)	職場のメンタルヘルス対策	・加古川労働基準監督署 ・加古川・明石健康福祉事務所 ・加古川労働基準協会	明石市生涯学習センター
3	平成26年9月11日(木)	労働衛生・健康管理推進大会	・淡路労働基準監督署 ・淡路労働基準協会 ・淡路県民局	洲本市民交流センター
4	平成26年9月16日(火)	健康診断結果の有所見率の改善	・加古川労働基準監督署 ・はりま低層住宅工事労働災害防止協議会	加古川市立勤労会館
5	平成26年9月17日(水)	メンタルヘルス対策セミナー	・神戸東労働基準監督署 ・兵庫産業保健総合支援センター ・神戸東労働基準協会	兵庫県医師会館
6	平成26年9月18日(木)	化学物質の適正な管理のための説明会	・兵庫労働局 ・兵庫産業保健総合支援センター	姫路商工会議所
7	平成26年9月18日(木)	労働衛生全般	・西脇労働基準監督署 ・西脇労働基準協会	北はりま職業訓練センター
8	平成26年9月26日(金)	メンタルヘルス対策	・西脇労働基準監督署 ・西脇労働基準協会	北はりま職業訓練センター
9	平成26年10月1日(水)	労働衛生全般	・但馬労働基準監督署 ・建設業労働災害防止協会南但分会	南但建設会館
10	平成26年10月3日(金)	化学物質の適正な管理のための説明会	・兵庫労働局 ・兵庫産業保健総合支援センター	兵庫県医師会館

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1

化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質^{※1}による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施^{※2}が事業者の義務となります。

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

※2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務^{※3}があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務^{※4}となります。

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※4 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

- 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

**化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール
「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）
をご活用ください！**

- 「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html
- 使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等※1による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※2を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

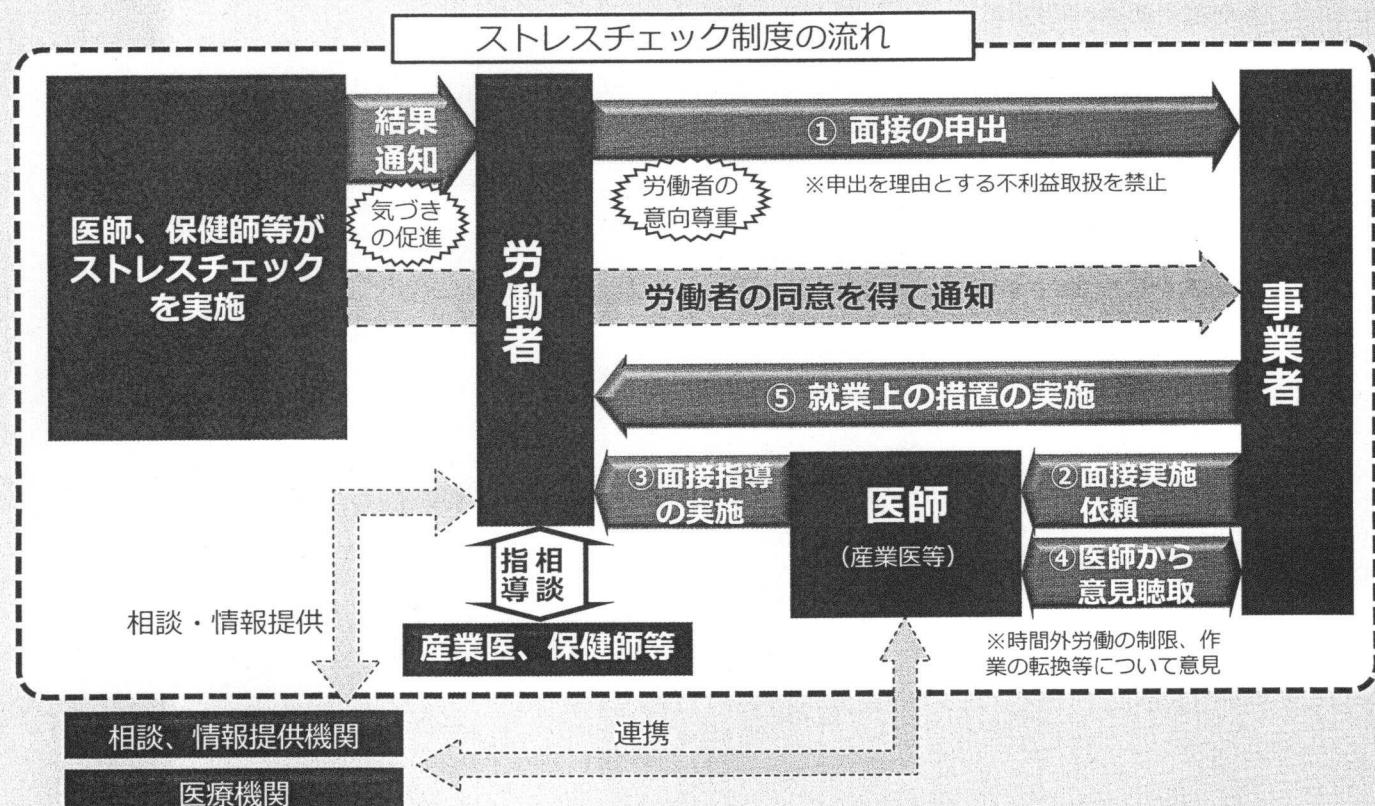
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

- 検査の結果、一定の要件※3に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※4を講じることが事業者の義務となります。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国47か所）をご活用ください！

- 事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

3

受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※を講じることが事業者の努力義務となります。

※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

○中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1／2の助成（上限200万円）を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigousyka/kitsuenboushi/>

4

重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 重大な労働災害※¹を繰り返す企業※²に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるようになります。

※1 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。

※2 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

- 計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができるようになります。

特別安全衛生改善計画制度の流れ

同一企業内で、重大な労働災害が繰り返し発生

厚生労働大臣が企業に対し「全社的な改善計画」の作成を指示

計画を作成

計画が著しく不適当

作成しない

厚生労働大臣が計画の変更を指示

計画を変更

変更しない

計画を実施

実施しない

計画の実施状況を確認

厚生労働大臣が勧告

従わない

企業名を公表

5

法第88条第1項の届出を廃止します

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 規模の大きい工場等※で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

※ 届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場。

現行	見直し後
機械等の事前届出規制	機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出	廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出	②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出	③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出	④一定規模以上の建設工事は事前届出

6

電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

7

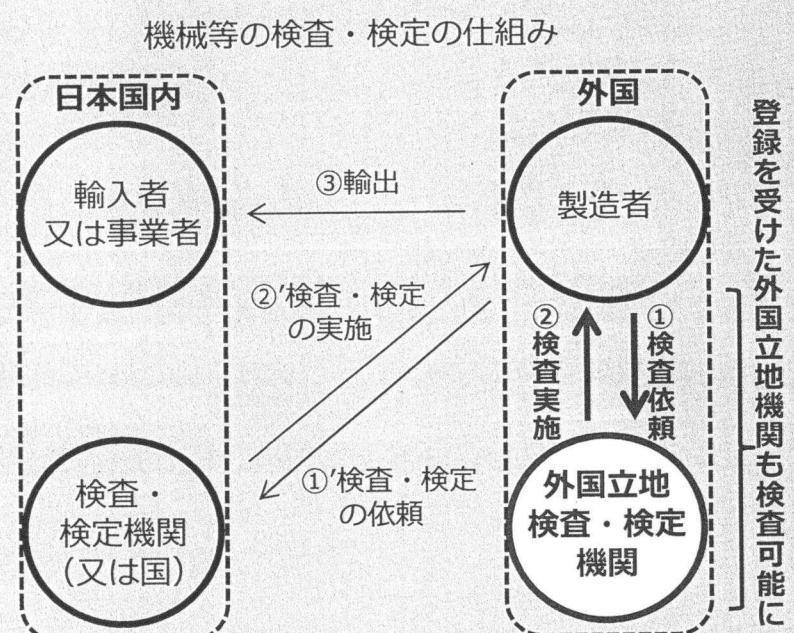
外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

- 登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません。※

※ 労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要があります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/